広島県監査委員 広島県選挙管理委員会訓令 第二号 広島県教育委員会訓令 広 広島海区漁業調整委員会訓令 島県議会事務局 県 人事委員会訓令 訓 訓令 令

地 本 方 関

議 教育委員会事務局本庁 事 局

教育委員会事務局地方機関

校以外の 教育機関

選挙管理委員会事務局 事委員会事務局

監 査 委 員 事 局

海区漁業調整委員会事務局 働委員

広島県職員証に関する訓令の 一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広 県 知 湯 英

広 島 県 議 会議 長 林 正

広 島県教育委員会委員長 平 田 克

広島県選挙管理委員会委員長 橋 宗

広島県人事委員会委員長 髙 升 本 五. + 雄利明夫

広島県代表監査委員職務代理者 髙 橋

広島海区漁業調整委員会会長 山 本 正 義 直則

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県職員証に関する訓令 広島海区漁業調整委員会訓令令(平成五年広島県 と 査 委 員 訓 令 広 島 県 人 事 委 員 会 訓令 広 島 県 教 育 委 員 会 訓令 広 島 県 義 育 委 員 会 訓令 広 島 県 議会 事 務 局 訓令 広 島 県 議会 事 務 局 訓令 太 島 県 議会 事 務 局 訓令 \mathcal{O} 部を次

ように改正する。

第三条中 「総務局総務管理部人事課」を 「総務局人事課」 に改める。

第八条中 「き損」を「毀損」 に改める。

別表知事部局の部を次のように改める。

知 事 部 局									
都市局	土木局	農林水産局	商工労働局	健康福祉局	環境県民局	地域政策局	総務局	危機管理監	会計管理部
二ノ糸矛記事	上下忩劣果長	農林水産総務課長	商工労働総務課長	健康福祉総務課長	環境県民総務課長	地域政策課長	総務課長	危機管理課長	会計総務課長

この訓令は、 公布の日から施行する。